



アイフル

第47回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）
開会 午前10時（開場 午前9時）

場所

京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1
当会社 本社3階ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の
議決制限付株式報酬制度における議決制限期間の改定の件

【株主様向け会社説明会開催のお知らせ】

株主総会終了後に株主様向け会社説明会を開催させていただきます。

【お土産についてのお知らせ】

ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産はお配りしておりません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

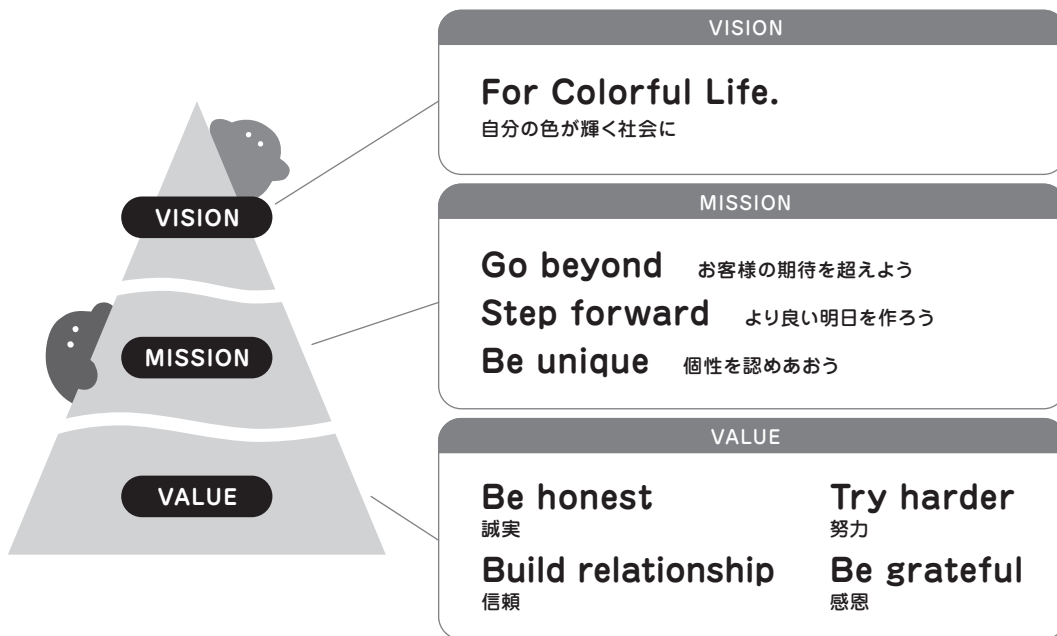
郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2024年6月24日（月曜日）午後6時まで

アイフル株式会社

経営理念

誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る

アイフルグループでは、変わる事の無い根幹を成す考え方として、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」を経営理念として掲げておりましたが、2021年4月、理念体系を再構築し、時代に即した具体的な達成目標として「VISION/MISSION/VALUE」を設計しました。



For Colorful Life.

自分の色が輝く社会に

生活にも仕事にも、自分らしさを。アイフルはひとりひとりの彩りで、社会をもっと輝かせていきます。
あらゆる人が、自分らしくいられる未来を創造していくために。私たちは、その人らしい色を大切にします。

(証券コード 8515)
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年5月31日)
京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1

株 主 各 位

アイフル株式会社

代表取締役社長 福田 光 秀

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.aiful.co.jp/group/ir/investor/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東京証券取引所ウェブサイトについては、銘柄名に「アイフル」又はコードに「8515」
を入力及び検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択の上、当社株主
総会招集ご通知をご覧ください。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使
についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使について」に従って、2024年6
月24日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
当会社 本社3階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項1 第47期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第47期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

4. インターネット上の当社ウェブサイトでの開示

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

◎当社は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(1)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

(2)計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

●郵送による行使の場合



行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●インターネット等による行使の場合



行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後6時入力分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使について

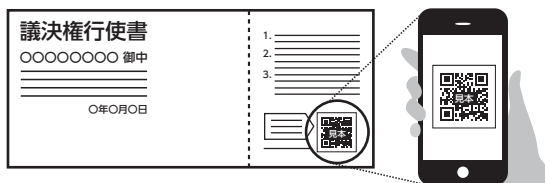
行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後6時入力分まで

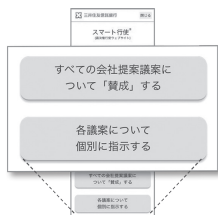
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

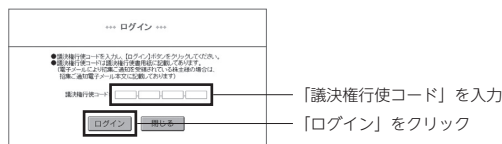
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

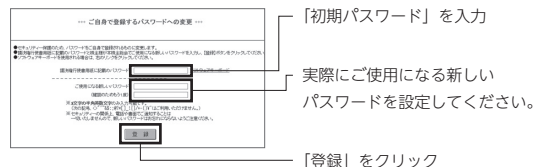
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	ふくだ みつひで 福田 光秀	再任	代表取締役社長社長執行役員	97% (38回/39回)
2	ふくだ よしたか 福田 吉孝	再任	代表取締役会長	97% (38回/39回)
3	さとう まさゆき 佐藤 正之	再任	代表取締役専務執行役員	97% (38回/39回)
4	かみよ あきら 神代 顕彰	再任	取締役専務執行役員	100% (39回/39回)
5	ますい けいじ 増井 啓司	再任	取締役専務執行役員	97% (38回/39回)

■ 生年月日

1980年6月16日生

■ 所有する当社株式の数

62,203,420株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年4月 大和証券株式会社 入社
2009年4月 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ 入社
2011年3月 当社入社
2011年6月 当社執行役員法人管理部担当
2012年6月 当社取締役執行役員法人管理部担当
2014年4月 当社取締役執行役員
2014年4月 ビジネクスト株式会社（現 AGビジネスサポート株式会社） 代表取締役社長
2014年6月 当社取締役常務執行役員
2016年4月 当社取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当
2016年4月 アストライ債権回収株式会社（現 AG債権回収株式会社） 代表取締役社長
2016年6月 当社取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括
2017年4月 当社取締役専務執行役員保証事業部統括
2018年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括
2018年10月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括
2019年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括
2019年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括
2020年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括
2020年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長（現任）
2022年10月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括（現任）
2023年1月 株式会社FPC 取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役会長
株式会社FPC 取締役会長

取締役候補者とした理由

福田光秀氏は、当社グループ会社における金融事業全般に関する幅広い知識に加え、他業種で培った業務経験と知見を有しております。2020年6月からは代表取締役社長として、顧客サービスレベルの向上やデジタル化を推進し、当社グループの成長を牽引してまいりました。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1947年10月14日生

■ 所有する当社株式の数

3,239,808株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月 松原産業設立

1976年2月 株式会社大朝 代表取締役社長

1982年5月 合併により当社代表取締役社長

2007年4月 当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長

2007年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長

2011年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長

2014年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当

2016年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括

2017年10月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2019年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括

2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2020年6月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

福田吉孝氏は、当社創業者として、当社グループの金融事業全般の経営に長年携わった経験から、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1957年9月9日生

■ 所有する当社株式の数

186,387株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年8月 当社入社
1996年2月 当社経営企画部長
1999年4月 当社営業本部副本部長兼推進部長
1999年6月 当社取締役営業本部副本部長兼推進部長
2004年10月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務
2005年4月 当社取締役マーケティング部担当
2008年6月 当社取締役常務執行役員事業開発部担当
2010年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当
2010年6月 貸貸あんしん保証株式会社（現 あんしん保証株式会社）取締役（現任）
2011年7月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当
2013年4月 ビジネクス株式会社（現 AGビジネスサポート株式会社） 代表取締役社長
2014年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当
2015年1月 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役
2016年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部管掌
2016年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部統括
2018年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長
2022年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼与信ガバナンス部兼海外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括
2023年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部兼海外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括
2024年3月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部統括（現任）

■ 重要な兼職の状況

あんしん保証株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

佐藤正之氏は、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、経営企画本部長、及び、国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1960年9月7日生

■ 所有する当社株式の数

34,534株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 住友信託銀行株式会社 入社

2005年1月 同社本店支配人

2005年4月 松下リース・クレジット株式会社(出向)取締役企画部長

2005年5月 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社(出向)取締役企画部長

2008年5月 住友信託銀行株式会社東京営業第三部長

2011年4月 同社執行役員審査第一部長

2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員審査第一部長

2013年4月 同社常務執行役員

2017年4月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役副社長

2018年4月 同社 取締役社長

2020年4月 当社営業本部兼管理本部兼保証事業本部兼与信ガバナンス部兼リスク統括部付顧問

2020年6月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括

2022年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼経営計画部兼人事部兼法務部兼リスク統括部統括

2023年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括

2024年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括（現任）

取締役候補者とした理由

神代顕彰氏は、金融機関において幅広い分野での責任者を歴任し、取締役として経営への参画も経験しております。2020年6月より当社取締役に就任し、営業本部長、管理本部長としてローン事業全般を統括してまいりました。また2022年からは経営企画本部を統括しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1963年3月24日生

■ 所有する当社株式の数

88,121株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年8月 当社入社

2002年10月 当社財務部長代理

2005年4月 当社近畿営業部長

2007年7月 当社営業企画推進部長

2010年1月 当社法人管理部長

2014年4月 当社執行役員

2016年6月 当社取締役執行役員

2017年6月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長

2018年4月 ライフギャランティー株式会社（現 AGペイメントサービス株式会社）代表取締役社長

2020年6月 AGミライバライ株式会社（現 AGペイメントサービス株式会社）代表取締役会長

2021年4月 当社取締役執行役員法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括

2022年4月 当社取締役専務執行役員保証事業本部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括（現任）

2023年4月 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

増井啓司氏は、営業部門、財務部門等の責任者として、及び、当社グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しており、2023年4月からは当社グループ会社のライフカード株式会社の代表取締役社長に就任しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

- (注)
1. 候補者福田光秀氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
 2. 候補者福田光秀氏は、株式会社F P Cの取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
 3. 候補者佐藤正之氏は、あんしん保証株式会社の取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
 4. 候補者増井啓司氏は、ライフカード株式会社の代表取締役社長執行役員を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
 5. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 6. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役前田真一郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
まえだ しんいちろう 前田 真一郎	再任 社外 独立 社外取締役 監査等委員	100% (39回/39回)

■ 生年月日

1969年5月19日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 野村総合研究所 入社
1998年4月 野村証券金融研究所 研究員・アナリスト
2000年6月 Nomura Securities International (米国野村証券) アナリスト
2004年1月 野村証券金融(経済)研究所 主任研究員・シニアアナリスト
2005年4月 名城大学 経営学部 国際経営学科 助教授
2007年4月 名城大学 経営学部 国際経営学科 准教授
2015年4月 名城大学 経営学部 国際経営学科 教授
2017年10月 九州大学 経済学研究院 准教授(現任)
2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)

■ 重要な兼職の状況

九州大学 経済学研究院 准教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

前田真一郎氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、大学教員として、日本及び米国の金融ビジネス研究の豊富な学識経験と実績があり、金融分野における専門的かつグローバルな視点での幅広い知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者の前田真一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は前田真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者前田真一郎氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において候補者の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 候補者前田真一郎氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

本議案は、2022年6月21日開催の第45回定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の変更について、ご承認をお願いするものです。

当社は、第45回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）にて譲渡制限付株式を報酬として支給することをご承認いただき、その際、譲渡制限期間については「割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいております。

当社は、対象取締役が退任時まで本株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、「割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間」に変更したいと存じます。なお、第1号議案が承認可決されました場合、対象取締役は5名となります。また、譲渡制限付株式割当契約における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えております。

なお、本議案を原案どおりご承認いただいた場合、変更前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に変更いたしたく存じます。譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方についての変更はございません。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと考えております。

当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要について（下線部が本議案をご承認いただいた場合の改定内容になります。）

1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数等

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額50百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）としております。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによ

り発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年333,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）としております。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定するとしております。

2. 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は本割当契約により割当を受けた日より取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、該当対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、該当組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他事項









本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

ご参考：本定時株主総会後の取締役(監査等委員含む)のスキル・経験

当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	地位 及び 担当	スキル・経験							
		企業 経営	法務 リスク管理	財務 会計	グローバル	人材開発	与信 マーケティング	IT デジタル DX	多様性
福田 光秀	代表取締役 社長執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○
福田 吉孝	代表取締役 会長	○	○	○		○	○		
佐藤 正之	代表取締役 専務執行役員	○		○	○	○	○	○	
神代 顕彰	取締役 専務執行役員	○	○	○		○	○	○	○
増井 啓司	取締役 専務執行役員	○	○	○			○		
志村 仁	取締役 監査等委員(社外)		○	○	○				○
大川 馨一郎	取締役 監査等委員						○		
鈴木 治一	取締役 監査等委員(社外)		○						○
前田 真一郎	取締役 監査等委員(社外)		○	○	○				○

- (注) 1. 「企業経営」の項目は当社及び他社において、業務執行取締役の経験が1年以上あることを表しています。
2. 「企業経営」以外の項目は、当社及び他社において、当該事業分野の部門長以上（又はそれに準ずる役職）の経験が1年以上あることを表しています。

スキル項目		説明
	企業経営	自社（子会社含む）及び他社において、業務執行取締役役に就任したことがあり、企業経営について知見・経験を有すると認められる者。
	法務 リスク管理	法律・リスクマネジメントに関する専門性を有する者。又は、弁護士資格を有しており、法律・コンプライアンスに関して、知見・経験を有すると認められる者。
	財務会計	財務・会計に関する専門性を有する者。又は、税理士資格やアナリスト経験を有しており、財務・会計に関して、知見・経験を有すると認められる者。
	グローバル	海外事業展開の経験、海外子会社の役員経験、又は海外赴任の経験があり、グローバル環境でのマネジメントの知見・経験を有すると認められる者。
	人材開発	人事労務に関する専門性を有し、経営資源である社員の適正配置、人材育成、ダイバーシティ、働き方等に関する知見・経験を有すると認められる者。
	与信 マーケティング	金融の本質である「与信」の専門的知識・経験を有し、データ分析に基づくマーケティングにより、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	ITデジタル DX	ITデジタル分野・DX・情報システムに関する専門的知識を有し、新たなサービス提供や事業構造を改革し、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	多様性	学識（弁護士資格・博士号など）、官公庁の重要ポスト、性別、国際性など、社内の常識や経験だけにとらわれない多様なバックグラウンドにより、アイフルグループのイノベーションに寄与する知見・経験を有すると認められる者。

(ご参考)

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、独立社外取締役の基準を以下のとおり定めております。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、かつ、それ以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である場合、当社は、当社に対する十分な独立性を有する者と判断する。
 - (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役等※1である者、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役※2又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社グループの業務執行取締役等であった者
 - (2) 当社の現在の主要株主※3又は当該主要株主が法人である場合には最近5年間に於いて当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (3) 当社が現在、主要株主※3である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - (4) 当社グループを主要取引先※4とする者(あつた者)又はその親会社若しくは重要な子会社又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (5) 当社の主要取引先※4である者(あつた者)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (6) 当社グループから一定額※5を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。）である者
 - (7) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
 - (8) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又は直近3年間に於いて当該大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (9) 現在、当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者又は最近3年間に於いて当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員であつて、当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

- (10) 上記(9)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、(イ)役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者又は(ロ)当社グループを主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。)の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
- (11) 上記(1)から(10)のいずれかの者の近親者※6である者

2. 上記1. のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

※1「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう

※2「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう

※3「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう

※4「主要取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を、直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度において当社グループから受けた者(当社グループを主要取引先とする者)、当社の直近事業年度における年間総売上高の2%以上の支払を直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度において行っている者(当社グループの主要取引先)をいう

※5「一定額」とは過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう

※6「近親者」とは配偶者又は二親等内の親族をいう、但し1.(1)は最近5年間迄に該当する者を対象とする

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除されたことを背景に社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、日本銀行の金融緩和政策の変更による金利上昇や為替相場の変動、エネルギー・原材料価格の高騰を背景とした物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

消費者金融業界におきましては、引き続き大手各社における新規成約件数が前年同期比で増加し、営業貸付金残高が拡大しております。また、利息返還請求については、外部環境の変化等の影響を受けやすく、一定の留意は必要なものの、着実に減少しております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、効率性を重視した広告宣伝費の投下や、お客様視点でのUI/UXの追求により、営業債権残高及びトップラインの成長を目指しております。また、引き続きIT人材への投資によるDX及び内製化の推進により、コストの最適化と利益水準の向上に努めてまいります。

(業績の概況)

当連結会計年度における当社グループの営業収益は163,109百万円（前期比13.2%増）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が95,400百万円（前期比14.6%増）、包括信用購入あっせん収益が21,625百万円（前期比5.4%増）、信用保証収益が19,408百万円（前期比14.0%増）となっております。

営業費用につきましては、21,618百万円増加の142,045百万円(前期比18.0%増)となりました。その主な要因といたしましては、貸倒引当金繰入額が16,542百万円増加の52,546百万円（前期比45.9%増）となったことなどによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業利益は21,064百万円（前期比11.2%減）、経常利益は、22,067百万円（前期比9.7%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、非支配株主に帰属する当期純損失316百万円計上した結果、21,818百万円（前期比2.3%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(アイフル株式会社)

〔ローン事業〕

ローン事業につきましては、テレビCMやWEB広告を活用した効果的かつ効率的な広告戦略のほか、デジタル分野の内製化を通じて公式サイトやスマホアプリ、申込フォームの改善等にスピーディに対応するなど、UI/UXの強化と顧客満足度の向上に継続的に取り組み、新規成約件数や営業貸付金残高の増加に努めております。

その結果、当連結会計年度における当社の無担保ローン新規成約件数は、33万8千件（前期比12.4%増）、成約率は35.9%（前期比4.0ポイント増）となりました。

また、当連結会計年度末における無担保ローンの営業貸付金残高は548,554百万円（前期末比11.9%増）、有担保ローンの営業貸付金残高は1,836百万円（前期末比26.6%減）、事業者ローンの営業貸付金残高は12,522百万円（前期末比21.9%増）、ローン事業全体の営業貸付金残高は562,913百万円（前期末比11.9%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金5,126百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における個人向けローンの支払承諾見返残高は162,266百万円（前期末比14.1%増）、事業者向けローンの支払承諾見返残高は56,193百万円（前期末比32.6%増）となりました。

なお、事業者向けローンの支払承諾見返残高のうち1,415百万円はAGビジネスサポート株式会社への保証によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は103,867百万円（前期比17.4%増）、営業利益は24,339百万円（前期比27.2%増）、経常利益は27,147百万円（前期比15.7%減）、当期純利益は24,998百万円（前期比19.4%減）となりました。

(ライフカード株式会社)

[包括信用購入あっせん事業]

包括信用購入あっせん事業につきましては、新規提携・タイアップカードの発行やプロパーカードのデザイン刷新、お客様のニーズに応じたアプリ機能の追加や特典のリニューアル、積極的な広告展開により新規会員の獲得及び稼働会員数の向上に努めております。

その結果、当連結会計年度における取扱高は741,515百万円（前期比4.0%増）、当連結会計年度末における包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は111,725百万円（前期末比4.2%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった割賦売掛金6,036百万円が含まれております。）。

[カードキャッシング事業]

カードキャッシング事業における、当連結会計年度末の営業貸付金残高は22,708百万円（前期末比2.5%減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金1,751百万円が含まれております。）。

[信用保証事業]

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における個人向けローンの支払承諾見返残高は28,034百万円（前期末比1.0%増）、事業者向けローンの支払承諾見返残高は1,534百万円（前期末比21.6%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は37,669百万円（前期比5.5%増）、営業利益は816百万円（前期比35.9%減）、経常利益は947百万円（前期比33.3%減）、当期純利益は363百万円（前期比60.1%減）となりました。

(その他)

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社6社（AIRA&AIFUL Public Company Limited、AGビジネスサポート株式会社、AG債権回収株式会社、AGキャピタル株式会社、AGペイメントサービス株式会社、AGメディカル株式会社）の営業収益は27,004百万円（前期比31.3%増）、営業損失は1,659百万円（前期は1,976百万円の営業利益）、経常損失は1,629百万円（前期は2,044百万円の経常利益）、当期純損失は2,319百万円（前期は1,958百万円の当期純利益）となりました。

なお、2024年1月1日付でAGミライバライ株式会社は、AGギャランティー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。また、同日にAGギャランティー株式会社はAGペイメントサービス株式会社に商号変更しております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は10,598百万円であります。その主な内容は、システム投資として基幹システム更改4,715百万円、勘定系システム関連609百万円、クレジットカード関連440百万円、WE Bシステム更改409百万円、拠点設備として本社等の設備関連707百万円、営業店設備関連661百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、お客様へのご融資などの営業活動や設備投資等に対して資金を必要としており、金融機関等からの借入れや社債の発行等により調達を行っております。

当連結会計年度末における短期調達残高は102,587百万円（前期比23.1%増）、長期借入金残高は482,318百万円（前期比11.4%増）、社債残高は80,000百万円（前期比77.8%増）となり、資金調達残高は前期末比18.5%増の664,905百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、経済の緩やかな回復基調に併せ、新規成約件数は堅調に推移し、営業貸付金残高の拡大が続くと見込んでおりますが、一方で、金利上昇や為替相場の変動、物価上昇などの影響には注視が必要な状況が続くとみております。

また、異業種からの新規参入やDX化の加速等、当社グループを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、変化に対して迅速に対応することが求められております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、10年間の長期ビジョンとして「IT企業への変革～100年続く企業を目指す～」を掲げ、2025年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画を策定いたしました。「Try Harder ～新たな成長ステージに向けて～」を中期経営計画のテーマとして、ローン事業や信用保証事業、クレジット事業といった主力事業の残高成長やコスト構造改革によるグループ全体の利益水準の向上に努めてまいります。また、あらたな成長ステージに向けて、顧客基盤を拡大し新しいビジネスモデルを獲得するため、主力事業の利益を成長率の高い事業やM&Aに投資し、企業価値の向上を実現してまいります。

5. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2021年 3 月期)	第 45 期 (2022年 3 月期)	第 46 期 (2023年 3 月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
営 業 貸 付 金 (百万円)	553,389	582,349	648,760	738,676
顧 客 口 座 数 (口座)	1,425,205	1,464,214	1,625,875	1,716,389
営 業 収 益 (百万円)	127,481	132,097	144,152	163,109
経 常 利 益 (百万円)	19,305	12,265	24,428	22,067
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	18,437	12,334	22,343	21,818
1 株当たり当期純利益 (円)	38.12	25.50	46.19	45.10
潜 在 株 式 調 整 後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
総 資 産 (百万円)	863,354	935,642	1,070,485	1,266,374
純 資 産 (百万円)	147,692	156,526	179,593	201,412

- (注) 1. 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第44期は37,049百万円、第45期は34,891百万円、第46期は34,531百万円、第47期は29,539百万円）を含めて記載しております。
2. 第45期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第45期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

6. 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ライフカード株式会社	100百万円	100.00	信販事業・信用保証事業
AGビジネスサポート株式会社	110百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業
AG債権回収株式会社	600百万円	100.00	債権管理回収事業
AGキャピタル株式会社	10百万円	100.00	ベンチャーキャピタル事業
AGペイメントサービス株式会社	110百万円	100.00	信販事業・後払い決済事業
AIRA & AIFUL Public Company Limited	2,500百万 タイバーツ	49.75	消費者金融事業
AGメディカル株式会社	110百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. AIRA & AIFUL Public Company Limitedについては、当社の議決権比率が49.75%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
3. 2024年1月1日付で、AGミライバライ株式会社は、AGギャランティー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。また、同日AGギャランティー株式会社は、AGペイメントサービス株式会社に商号変更しております。

(2) 持分法適用会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
あんしん保証株式会社	680百万円	39.07 (2.18)	家賃債務保証事業
株式会社FPC	63百万円	100.00	少額短期保険業

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分		主要な事業内容
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	信販事業	包括信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
	後払い決済事業	E C事業者及び購入者への後払い決済サービスの提供
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業
	家賃債務保証事業	賃貸借契約における家賃債務の機関保証事業
	少額短期保険業	ペット保険の販売事業

8. 主要な営業所（2024年3月31日現在）

当 社	本 社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本 社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況（2024年3月31日現在）

(1) 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,470名 (1,246名)	290名増 (151名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員1,246名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,229名	170名増	38.50歳	12年8ヶ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な借入先

借 入 先	借 入 額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	136,117
株式会社青山キャピタル	52,140
株式会社SBI新生銀行	43,563
株式会社あおぞら銀行	40,033
株式会社みずほ銀行	31,239

(注) 上記以外に債権の流動化により、99,169百万円の資金調達を行っております。

(2) 当社の主要な借入先

借 入 先	借 入 額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	131,876
株式会社SBI新生銀行	43,563
株式会社あおぞら銀行	40,033
株式会社みずほ銀行	30,000
株式会社きらぼし銀行	17,212

(注) 上記以外に債権の流動化により、99,169百万円の資金調達を行っております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | | |
|----------------|----------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 1,136,280,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | | 484,620,136株 |
| | (うち自己株式) | 783,316株 |
| (3) 株主数 | | 19,215名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社 A M G	94,814	19.60
福田光秀	62,172	12.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,270	8.12
株式会社丸高	24,543	5.07
JP MORGAN CHASE BANK 385632	23,772	4.91
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	19,726	4.08
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	15,879	3.28
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	10,221	2.11
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	8,361	1.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,269	1.71

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（2024年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員状況

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 田 光 秀	社長執行役員 リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括 ライフカード株式会社 代表取締役会長 株式会社F P C 取締役会長
代表取締役会長	福 田 吉 孝	
代表取締役	佐 藤 正 之	専務執行役員 営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部統括 あんしん保証株式会社 取締役
取締役	神 代 顕 彰	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括
取締役	増 井 啓 司	専務執行役員 保証事業本部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員
取締役(常勤監査等委員)	志 村 仁	ライフカード株式会社 監査役
取締役(常勤監査等委員)	大 川 馨 一 郎	ライフカード株式会社 監査役 あんしん保証株式会社 取締役
取締役(監査等委員)	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長弁護士 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役(監査等委員)	前 田 真 一 郎	九州大学 経済学研究院 准教授

- (注) 1. 監査等委員である取締役のうち、志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役の志村仁氏は、財務省・金融庁など多様な分野における長年の経験を通して培った経験、大川馨一郎氏は、当社財務部において培った業務経験、前田真一郎氏は、証券アナリストを通して培った経験があり、3氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 植松・鈴木法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 京都機械工具株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 九州大学と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査等の環境の整備及び社内の情報の収集に努めるため、志村仁氏、大川馨一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 当事業年度末日後に取締役の担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
神代 顕彰	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスグ統括部兼審査部統括	2024年4月1日

(2) 事業年度中に退任した取締役の氏名等

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役 (常勤監査等委員)	福田 芳秀	AG債権回収株式会社 監査役 AGパートナーズ株式会社 監査役 AGビジネスサポート株式会社 監査役 AGメディカル株式会社 監査役 AG住まいるリースバック株式会社 監査役 AGギャランティー株式会社 監査役 AGミライバライ株式会社 監査役 AGキャピタル株式会社 監査役 AGクラウドファンディング株式会社 監査役 株式会社FPC 監査役 セブンシーズ株式会社 監査役	2023年6月27日

(注) 1. 取締役(常勤監査等委員)福田芳秀氏は、任期満了による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項に基づき、当社は、監査等委員である社外取締役志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

①基本方針

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等については、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、その独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとします。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会、監査等委員会であり、その内容として、経営環境及び業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとし、各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容及び責任範囲に応じて決定しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名であります。また、2022年6月21日開催の第45回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、発行又は処分する普通株式の総数を年333,000株以内と決議しております。当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）の員数は5名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。当該決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（固定額）は、月例の固定報酬とし、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めております。また、報酬ランクを決定する一定基準を役職ごとに設け、基本報酬は報酬ランクに基づく金額としております。

③業績連動報酬としての非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株価上昇及び業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることを目標とし、業績連動報酬（変動額）に係る指標は、報酬ランクの基準額に対し、各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率から算出することとし、これを毎年一定の時期に支給しております。各取締役の評価に基づ

く評価乗率及び会社業績乗率は、各取締役の担当部門の成果を反映させるため、経営環境に加え、各取締役が担当する事業ごとの営業アセット、回収状況といった営業指標及び営業収益や経常利益、ROAといった経営指標を重要な指標値とし、取締役ごとに、担当部門の目標に対する実績評価を行い、業績連動報酬の額の決定は、⑤のとおり、取締役の処遇決定機関である人事委員会（評価の公平性・透明性を担保することを目的に設置し、代表取締役社長が指名する取締役に構成）への諮問、答申を経た上で行っております。

なお、当連結会計年度における主要な経営指標の実績は以下のとおりであり、また、営業状況については招集通知の事業報告Ⅰ．企業集団の現況の1．事業の経過及びその成果をご覧ください。

営業収益	営業費用	営業利益	経常利益	ROA
163,109百万円	142,045百万円	21,064百万円	22,067百万円	1.9%

また、業績連動報酬は、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）として支給することで、業績と株価との連動性を高めることとしております。具体的には、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、上記のプロセスに従い決定される業績連動報酬として支給する金銭債権を現物出資させる方法により、対象となる取締役に譲渡制限付株式を付与するものであり、譲渡制限期間は、3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とします。

④「金銭報酬の額」「業績連動報酬（非金銭報酬等）の額」の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事委員会において検討を行っております。⑤の委任を受けた代表取締役社長は人事委員会の答申内容に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員である福田光秀氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任する理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断していることによります。

取締役会は、その権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬の額の決定について人事委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、監査等委員会への意見収集を実施するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申及び意見収集の結果に従って決定しなければならないこととしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事委員会や監査等委員会の答申や意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【取締役の報酬等の総額】

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	149	126	—	22	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	41 (26)	41 (26)	—	—	5 (3)
合計	191	168	—	22	10

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役 (監査等委員を除く) は5名、監査等委員である取締役は4名 (うち社外取締役は3名) であり、上記の支給人員には、2023年6月27日開催の第46回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 当事業年度中において当社子会社の取締役を兼務した5名の取締役に対しては、上記とは別に当該子会社から合計65百万円の報酬が支払われております。
3. 当社の役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況と役割

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況と役割
志村 仁	取締役会 97% (38回/39回) 監査等委員会 100% (14回/14回)	主に財務省・金融庁など多様な分野における長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。
鈴木 治一	取締役会 87% (34回/39回) 監査等委員会 93% (13回/14回)	主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見解を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。
前田 真一郎	取締役会 100% (39回/39回) 監査等委員会 100% (14回/14回)	主に大学教員として、日本及び米国の金融ビジネス研究の豊富な学識経験と実績があり、金融分野における専門的かつグローバルな視点での幅広い知見を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役・執行役員 の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	77
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132

- (注) 1. 当社の子会社のうち、AIRA & AIFUL Public Company Limitedにつきましては、EY Office Limitedが会計監査人となっております。
2. 当社の子会社のうち、AG債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価(6百万円)を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員会による協議を経て、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条の同意を行っております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識している。

当社は、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、リスク統括部統括執行役員を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。
- ・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はそのおそれがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に則した通報制度の実効性を確保する。

- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。
- ・アイフルグループの提供する金融サービスにおいて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用されないよう、未然防止する体制を整える。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所及び保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
- ・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役及び使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
- ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
- ・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
- ・当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社ひいてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・アイフルグループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況及び財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
- ・アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請又は報告が行われる体制を整える。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性及び実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下「補助使用人」という。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
- ・監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人及び監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が適切に対応できる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、又はそのおそれがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- ・ 監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
- ・ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス体制**

- ・ コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンスプログラムを策定し、啓蒙・管理・検証を行い、取締役会に適宜状況報告を行っております。
また、グループコンプライアンス委員会を4回開催し、進捗報告及び情報共有を実施しております。
- ・ 内部監査部門は、当社グループの各部門の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて改善提案を実施しております。
- ・ 法令・定款・社内規程違反その他重要な事実を発見等した場合の報告ルールを定め、また内部通報窓口を設置、内部通報者への不利益な取扱いを禁止する内部通報ルールを整備・周知し、発生予防及び早期発見に努めております。
- ・ 反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、これを公表するとともに、お客様を含む取引先への事前審査、事後検証を実施しております。
- ・ アイフルグループの提供する金融サービスにおいて、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用されないよう、疑わしい取引を検知するモニタリングを実施しております。

② **情報の保存及び管理体制**

- ・ 各種情報に関するセキュリティ及び管理・保存に係る社内規程に従った運用を行い、内部監査部門による定期的監査により適切性を検証しております。

③ リスク管理体制

- ・リスク管理委員会を4回開催し、アイフルグループ内のリスク情報を確認し、これを管理しております。また、昨今の事業状況の変化を踏まえ、全体的なリスクの再点検を実施しております。
- ・緊急事態発生時のコンティンジェンシープラン及びマニュアル等を定め、防災及びサイバーセキュリティの訓練を実施することで不断の見直しを実施し、実効性の維持・確保に努めております。

④ 効率的な職務執行体制

- ・取締役会の効率性及び適切性を確保するため取締役会の運営に関する社内規程を定めて運用し、適宜見直しを行うこととしております。その他執行役員制度を導入することで監督と執行の分離により意思決定の効率化を図っております。また、取締役会は中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、毎月報告会議において定期的に進捗状況を確認し管理しております。

⑤ グループ管理体制

- ・アイフルグループ共通の経営理念及びコンプライアンスに関する行動指針を定め、グループを統括する社内規程を定めるとともに、グループ会社を管理する担当部門を法人管理部、海外子会社を管理する担当部門を海外事業部とし、一定の重要事項について協議、情報交換等を行っております。
- ・アイフルグループ全体会議及び定期的な会議を開催し、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。また、重要事項の決定に関して当社への承認申請等を受け、その他職務執行状況及び財務状況等の報告を受けております。

⑥ 監査体制

- ・監査等委員は、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受け、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員は、代表取締役及び内部監査部・経理部・リスク統括部・海外事業部等と定期的に会合を持ち、業務の執行状況を聴取しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき部署として、取締役等の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、補助使用人を配置しております。また、内部監査部に補助業務を行わせる体制及び連携体制を確保し不正等の牽制及び早期発見を行うための実効性を確保しております。
- ・監査等委員は定期的に会計監査人との会合を持ち、会計監査に関する報告を受け、監査状況を聴取しております。
- ・子会社監査について、監査等委員は子会社監査役等と定期的に会合を持ち情報交換を行うとともに、子会社の重要会議に出席し報告を受けております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり1円とすることを決定いたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり年間1円（期末1円）を予定しております。

内部留保金につきましては、2025年3月期から2027年3月期を対象とする中期経営計画に基づき、「自己資本比率15%以上の維持」を前提に「総還元性向20%程度」を目標とし、将来利益の創出を見据えたM&A推進、および安定的・継続的な株主還元を柔軟かつ効率的に活用してまいります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,190,579	流動負債	747,598
現金及び預金	56,917	支払手形及び買掛金	68,069
営業貸付金	709,137	支払承諾	256,096
割賦売掛金	167,753	短期借入金	101,627
営業投資有価証券	2,989	関係会社短期借入金	959
支払承諾見返	256,096	1年内償還予定の社債	30,000
その他営業債権	16,573	1年内返済予定の長期借入金	233,660
買取債権	8,380	未払法人税等	3,871
その他	51,752	賞与引当金	1,671
貸倒引当金	△79,021	役員賞与引当金	1
固定資産	75,794	株式給付引当金	58
有形固定資産	17,092	割賦利益繰延	12,854
建物及び構築物	5,574	その他	38,727
機械装置及び運搬具	136	固定負債	317,364
器具及び備品	942	社債	50,000
土地	8,816	長期借入金	248,657
リース資産	618	繰延税金負債	107
建設仮勘定	1,003	利息返還損失引当金	11,760
無形固定資産	14,349	その他	6,838
ソフトウェア	6,728	負債合計	1,064,962
ソフトウェア仮勘定	7,448	(純資産の部)	
その他	173	株主資本	195,735
投資その他の資産	44,353	資本金	94,028
投資有価証券	12,086	資本剰余金	14,017
破産更生債権等	15,131	利益剰余金	90,345
繰延税金資産	20,212	自己株式	△2,655
敷金及び保証金	3,979	その他の包括利益累計額	2,174
その他	6,522	その他有価証券評価差額金	1,283
貸倒引当金	△13,579	為替換算調整勘定	890
		非支配株主持分	3,502
資産合計	1,266,374	純資産合計	201,412
		負債純資産合計	1,266,374

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	95,400	
包 括 信 用 購 入 あ っ せ ん 収 益	21,625	
個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 収 益	4,665	
信 用 保 証 収 益	19,408	
そ の 他 の 金 融 収 益	8	
そ の 他 の 営 業 収 益	22,002	163,109
営 業 費 用		
金 売 融 費 用 価	7,246	
売 上 原 価	332	
そ の 他 の 営 業 費 用	134,466	142,045
営 業 利 益		21,064
営 業 外 収 益		
貸 付 金 利 息	83	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	63	
為 替 の 差	551	
そ の 他	342	1,041
営 業 外 費 用		
支 払 負 担 金	4	
和 解 の 金	17	
そ の 他	15	37
経 常 利 益		22,067
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	79	79
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	47	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	420	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	186	653
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		21,493
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,007	
法 人 税 等 調 整 額	△5,016	△8
当 期 純 利 益		21,502
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		316
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		21,188

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	779,817	流動負債	519,575
現金及び預金	21,141	支払承諾	218,459
営業貸付金	557,786	短期借入金	36,800
割賦売掛金	162	関係会社短期借入金	959
支払承諾見返	218,459	1年内償還予定の社債	30,000
その他営業債権	14,198	1年内返済予定の長期借入金	222,002
前払費用	364	リース債務	191
未収収益	3,840	未払金	5,034
その他の引当金	9,793	未払費用	770
貸倒引当金	△45,930	未払法人税等	3,045
固定資産	205,486	賞与引当金	1,598
有形固定資産	12,678	株式給付引当金	51
建物	4,059	その他	661
構築物	117	固定負債	300,505
機械及び装置	5	社債	50,000
車両運搬具	0	長期借入金	237,222
器具備品	470	リース債務	136
土地	6,726	利息返還損失引当金	9,948
リース資産	295	資産除去債務	2,397
建設仮勘定	1,003	その他	800
無形固定資産	9,285	負債合計	820,080
ソフトウェア	2,241	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	6,970	株主資本	164,726
その他	73	資本剰余金	94,028
投資その他の資産	183,521	資本準備金	52
投資有価証券	1,281	利益剰余金	73,300
関係会社株	25,660	利益準備金	145
関係会社長期貸付金	141,423	その他利益剰余金	73,155
破産更生債権等	7,645	繰越利益剰余金	73,155
長期前払費用	231	自己株式	△2,655
繰延税金資産	12,088	評価・換算差額等	496
敷金及び保証金	1,279	その他有価証券評価差額金	496
その他の引当金	347	純資産合計	165,222
貸倒引当金	△6,436	負債純資産合計	985,303
資産合計	985,303		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	76,323	
その他の金融収益	0	
その他の営業収益	27,543	103,867
営業費用		
金融費用	5,306	
その他の営業費用	74,221	79,527
営業利益		24,339
営業外収益		
貸付金利息	1,805	
受取配当	37	
為替差益	417	
その他の	554	2,814
営業外費用		
その他の	6	6
経常利益		27,147
特別利益		
固定資産売却益	79	79
特別損失		
関係会社株式評価損	420	
貸倒引当金繰入額	186	606
税引前当期純利益		26,620
法人税、住民税及び事業税	3,238	
法人税等調整額	△1,617	1,621
当期純利益		24,998

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

アイフル株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイフル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

アイフル株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイフル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

2024年5月14日

アイフル株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 志 村 仁 ㊟
常勤監査等委員 大川 馨一郎 ㊟
監査等委員 鈴木 治一 ㊟
監査等委員 前田 真一郎 ㊟

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

ア. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

ウ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

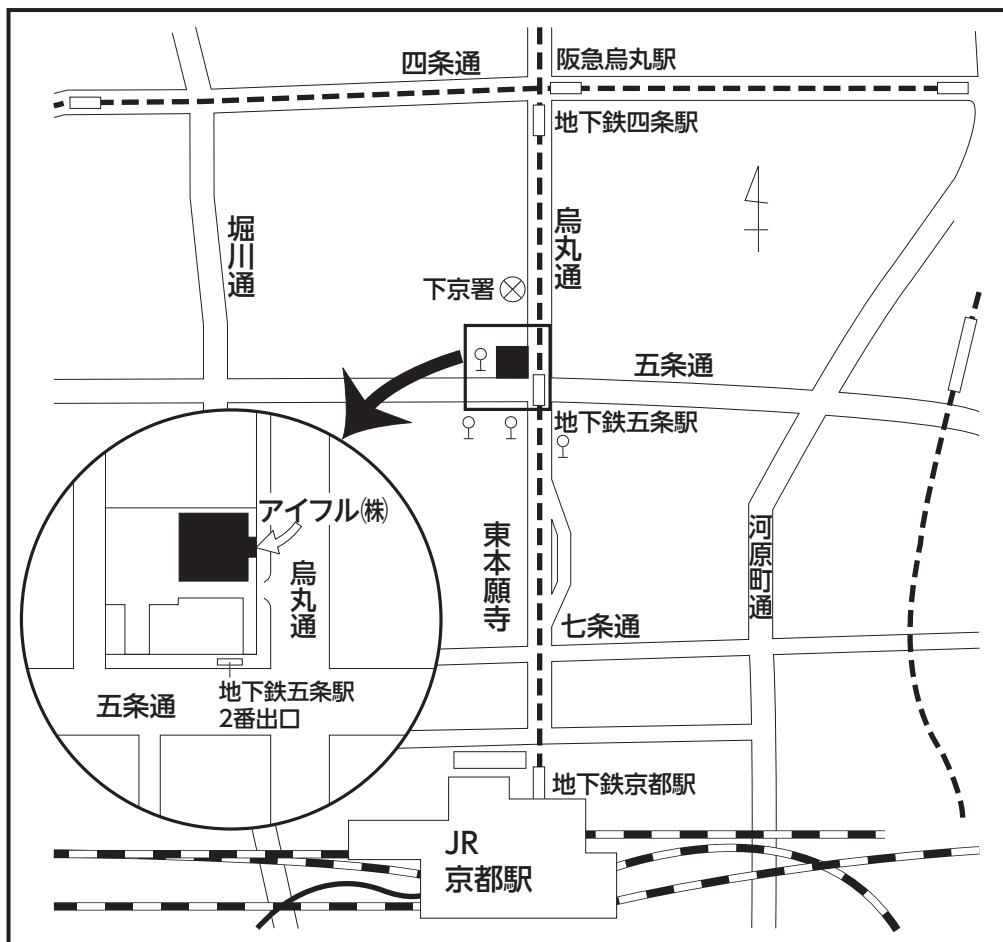
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査等委員 志村仁、監査等委員 鈴木治一及び監査等委員 前田真一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



- 交通 ● JR 京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約2分
● 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約1分
● 地下鉄烏丸線「五条」2番出口より徒歩約1分
バス「烏丸五条」より徒歩約1分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。